第２の３の⑵の標題中「市町村」を「市町村等」に改め、同⑵中「及び市町村が以下」を「、市町村等が以下」に改め、同⑵の②のアの⑷中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同②のカの⑷中「母子福祉資金貸付金」を「母子福祉資金貸付金等」に改め、同カの⑸（標題を含む。）中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同②のキの標題及び同キの⑷中「母の」を「母等の」に改め、同キの⑸中「母を」を「母等を」に、「母の」を「母等の」に改め、同②のクの⑹の標題中「配慮」を「努力」に、同クの⑹中「母の」を「母等の」に改め、「地方公共団体」の次に「及び地方独立行政法人」を加え、「適切に配慮」を「優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること」に改め、同⑵の②に次のように加える。

ケ　母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

第２の３中⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

○農林水産省告示第五百十二号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第六条第二項及び第三項の規定に基づき、平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月一日

農林水産大臣　林　芳正

別表第四牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの項中「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」を「農業競争力強化基盤整備事業」に改める。

別表第五りんご、ぶどう、なし及びももの項中「とき。」を「時」に改める。

○農林水産省告示第五百十三号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十四年四月六日農林水産省告示第九百三十二号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十四事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日

農林水産大臣　林　芳正

本則中「千三百七億三千七百二十九万四千円」を「千八百二十八億八千百八十四万六千円」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第五百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十四年十二月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年三月一日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22097号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　BALCANAPT
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ヰムラ・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

1　登録番号　第22098号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　BALCANOA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ヰムラ・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

1　登録番号　第22137号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHALAR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22142号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHCAPCUN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22146号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHCITWIQ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22147号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHCOBOM
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22149号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHCOPA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22151号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHCOZOP
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22156号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHUCON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第22164号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Impatiens walleriana Hook. f.
4　登録品種の名称　Imtracorbu
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サンテリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

○農林水産省告示第五百十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年三月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　新潟県　鉢地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号（昭和五十一年十月九日農林省告示第九百十七号）まで順次結んだ線、標柱六号から標柱七号（中手地すべり防止区域標柱六号（昭和五十一年十月九日農林省告示第九百十七号）まで順次結んだ線、標柱七号から鉢沢川左岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県十日町市真田甲

二二七四七番一　標柱一号
二二七八一番　標柱二号
二二六五三番一　標柱三号
二二八四四番一　標柱四号
二三二一三番一　標柱五号
二三二一九番二　標柱六号
二二四四一番　標柱七号
二二四二三番四　標柱八号
八番　標柱九号